

平成 24 年 4 月 12 日

問合せ先

代表 03-5353-8111
海事局安全基準課 国際基準調整官 斎藤
内線 43902 直通 03-5253-8636
海事局安全・環境政策課 課長補佐 松尾
内線 43502 直通 03-5253-1642

欧州連合(EU)による外航海運温暖化独自地域規制に反対意見を提出

本年4月11日、我が国は、外航海運の温暖化対策に係る欧州連合(EU)独自規制導入の動きに対し、「外航海運の温暖化問題はグローバルな規制により対策すべきであり、一方的な独自地域規制導入は不適切である」との意見を提出しました。

1) 外航海運における温暖化対策に係る我が国のスタンス

外航海運の温暖化対策については、個別の国あるいは地域単位での規制ではなく、全ての船舶を対象とするグローバルな規制が必要との基本認識のもと、昨年、国際海事機関(IMO)において、新造船の燃費規制を柱とした条約の改正案が採択され、来年1月に発効する予定です。現在、IMOでは、この燃費規制に加え、燃料油課金制度等を用いた、さらなる温暖化対策の条約策定作業を行っているところです。

我が国は、IMO におけるグローバルな規制の策定作業が最適であるとの考えに基づき、今後とも、IMO の取り組みに積極的に貢献していく予定です。

2) EU 独自の動き

一方、EU は、IMO における国際的な議論を待たず、一方的な独自地域規制を外航海運へ導入する検討作業を開始しており、現在、規制導入に係る意見を内外から求める手続きを実施中です。なお、EU は、独自地域規制を一方的に、国際航空分野に対しても 2012 年 1 月より適用する[※]としており、国際的に反発を招いており、日本を含む EU 以外の国は、この適用を中止するよう求めているところです。

3) EU 独自地域規制に対する我が国の意見

EU の独自地域規制導入に対する意見として、我が国は、無用の混乱を回避し、外航海運の温暖化対策を実効あるものとするのが重要との観点から、独自地域規制を導入することは不適切であり、あくまで IMO においてグローバルな枠組作りを追求することが適当との意見を EU に提出しました。なお、提出した意見の概要は別紙のとおりです。

[※] EU の空港で離発着する航空機を対象に、CO2 排出量に基づく支払いを義務付けられる。

【概要】

- ✓ 国際海運に係る規制は、セクター横断的に全ての船舶を対象とした規制とすべき。これは、EU-ETS の適用範囲を航空分野に拡大しようとしていることでの混乱をみるに明らか。
- ✓ まず、EU 地域規制の導入については、日 EU 海運市場の縮小、邦船社の経営の圧迫を惹起する可能性がある。
- ✓ 仮に本地域規制が導入されれば、EU 域外の港から EU 域内に自動車で物品を運ぶことなどにより、むしろ GHG 排出の増加をもたらすおそれが高い。
- ✓ また、CO2 排出規制の外国籍船舶への適用は、国連海洋法条約 (UNCLOS) 等の国際約束に違反する可能性がある。
- ✓ さらに、EU は、累次の会合において、グローバルな枠組が適当であると自らが認めており、そのような自らの主張の実現を阻害するような規制を導入すべきではない。
- ✓ このため、IMO においてグローバルな枠組を検討することが最も適当であり、EU 地域規制の検討は今すぐやめるべき。